

第30期

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

旭化成基礎システム株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)	(518,816,649)	(負 債 の 部)	(102,468,118)
流 動 資 産	513,144,467	流 動 負 債	102,468,118
売 掛 金	70,175,574	買 掛 金	36,422,650
仕 掛 品	2,019,193	未 払 金	26,752,552
前 払 費 用	1,955,436	未 払 費 用	34,197,016
短 期 貸 付 金	438,976,400	未 払 住 民 税 及 び 事 業 税	5,095,900
そ の 他	17,864		
固 定 資 産	5,672,182		
有 形 固 定 資 産	186,667	(純 資 産 の 部)	(416,348,531)
工 具 器 具 備 品	186,667	株 主 資 本	416,348,531
無 形 固 定 資 産	918,050	資 本 金	200,000,000
電 話 加 入 権	918,050	利 益 剰 余 金	216,348,531
投 資 そ の 他 の 資 産	4,567,465	そ の 他 利 益 剰 余 金	216,348,531
繰 延 税 金 資 産	3,727,465	繰 越 利 益 剰 余 金	216,348,531
差 入 保 証 金	840,000		
資 産 合 計	518,816,649	負 債 ・ 純 資 産 合 計	518,816,649

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

- | | | | | |
|---|---|-------|---|---|
| 製 | 品 | | 個別原価法による低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) | |
| 仕 | 掛 | 品 | | 個別原価法による低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
| 貯 | 蔵 | 品 | | 総平均法による低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）.....定額法
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
.....ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (3) リース資産所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金従業員に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、建築・土木の基礎工事の設計、請負および施工を主な事業としている。
完成工事高及び完成工事原価は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準。その他の工事については工事完成基準を適用している。
なお、契約における対価は、支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。
これにより、計算書類に与える影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。
これにより、計算書類に与える影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 4,000株

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。